

生まれた子どもが元気にたくましく育つ

課 題

乳幼児期の死亡の多くは、周産期に発生した主要病態と先天異常によるものであり、その他不慮の事故が目立っている。

本県では予防接種率の低下による麻疹の小流行が繰り返され、死亡例も出るなどの弊害が見られる。

全ての子どもが健やかにたくましく育つためには事故や疾病の予防だけでは十分でなく、子どもが楽しく遊ぶことができる環境の整備や障害や慢性疾患を持つ子どもやその親を地域で支える体制づくりも重要な課題として位置づけた。

期待される目標

- 1 子どもの事故を防止する
- 2 予防接種率が向上する
- 3 子どもの好ましい生活習慣の獲得を図る
- 4 子どもが楽しく遊ぶことができる
- 5 障害や慢性疾患を持つ子どもが地域で生活できる

目標達成のための条件

- 1 子どもの事故防止対策を図る
- 2 予防接種率向上を図るための対策を強化する
- 3 好ましい生活習慣の獲得を図るための対策を実施する
- 4 遊びの充実を図るための対策を強化する
- 5 障害や慢性疾患を持つ子どもに関する対策を図る

目標達成に向けた施策・取り組み

- 1 子どもの事故防止対策

- (1) 家庭内での事故防止対策
 - (2) 屋外での事故防止対策
 - (3) 地域における事故防止対策
 - (4) 応急処置法の教育
- 2 予防接種率向上を図るための対策
- (1) 保健医療関係者への啓蒙
 - (2) 未接種児への勧奨
 - (3) 県民への啓蒙
 - (4) 予防接種を受けやすい環境整備
- 3 好ましい生活習慣の獲得を図るための対策
- (1) 食生活の改善
 - (2) 運動の推進
 - (3) 心の健康に関する対策
 - (4) う蝕予防対策
- 4 遊びの充実を図るための対策
- (1) いろいろな遊びが経験できる企画の充実
 - (2) 遊ぶ機会の促進
 - (3) 遊び場の環境整備
 - (4) 自然に触れる機会の促進
- 5 障害や慢性疾患を持つ子どもに関する対策
- (1) 家族支援体制の充実
 - (2) 医療福祉施設の充実
 - (3) 生活環境の整備
 - (4) 地域における支援体制の充実

主な関係機関

- 1 県・市町村（保健所・警察・消防・学校等）

2 関係団体（医師会・歯科医師会及び医療機関、社会福祉協議会、外食産業等）

外部条件

小児医療体制の充実が「生まれた子どもが元気にたくましく育つ」ことを達成するために重要な項目であるが、本部会では小児医療体制の現場を知っている小児科医の参加が得られなかったため、この項目については本部会では検討ができず、小児医療体制の充実が今後、話し合われるべき外部条件として扱った。

具体的取り組み

1 子どもの事故を防止する

（1）家庭内の事故の防止

乳幼児期の事故の大半は家庭内で発生している。そのため乳幼児期の事故防止対策としては家庭内における事故の発生を減少させることが最も重要な課題である。乳幼児の事故を防止するためには、親が乳幼児の家庭内での事故の現状を知ること、自宅の安全度の判断ができること、さらに事故防止のための改善方法を知っていることが求められる。こうした乳幼児を持つ親への啓発を図るために重要な機会として乳幼児集団健診の場が挙げられる。健診会場での事故やSIDS防止のためのパンフレットの配布、母子健康手帳に安全チェックシートを添付・健診時点検指導、母子保健推進員によるミニチュアハウスでの危険個所の具体的な指導も効果的な対策として挙げられる。集団健診以外には事故防止に関する講演会やシンポジウムの積極的な開催や、医療機関における個別乳幼児健診時の指導の充実が挙げられる。

（2）屋外での事故の防止

学童期に入ると交通事故を中心とした屋外での事故が増えてくる。屋外での事故を防止するためには、屋外での子どもの事故防止に対する親や子どもの意識を高めることが必要である。対策として新聞紙上での特集記事、TVでのスポット放送、県や市町村の広報誌への情報掲載、標語の募集・講演会など事故防止に関するイベントの開催などを子どもの事故防止に関するキャンペーン期間を設定し集中して啓発活動を図っていくことが望ましい。

また屋外での事故は子どもの年齢に応じて変化するため、子どもの発達段階に応じ

たマニュアルを作成し、指導者が効果的に事故防止の教育が行えるようにすることも必要である。

(3) 地域における事故防止対策

子どもの事故を防止していくためには親だけの取り組みには限界があり、地域全体で子どもの事故防止を図っていくことが必要である。ところが地域の連帯感の希薄化に伴い、子どもが地域で危険な遊びをしていても適切な指導を行う大人が減ってきているのが現状である。地域全体で子どもの事故防止を図るためにも、まず最も身近な自治会・子ども会活動などの地区組織で地域の安全点検を行い、その情報を住民に伝えていくことや、また子どもに対して適切な指導を行えるように地区組織が住民に対して啓発を図っていくことが必要である。また市町村や県においても、地区組織における取り組みの支援や広域にわたる課題に対応するために事故防止協議会の設置を図ることが望まれる。

(4) 応急処置法の教育

事故が発生したときには適切な応急処置が施されることが、その後の経過に大きく影響する。事故が発生したときに家庭内でも屋外でも適切に処置を行える人を増やしていくことが必要である。そのためには地域の中で応急処置を指導できる人材の育成が必要であり、消防・保健所・警察による指導者養成のプログラムを組むことが求められる。また指導者養成以外でも短期間で行える応急処置の実技研修が受けられるような体制づくりが必要である。

2 予防接種率が向上する

(1) 保健医療関係者への啓発

予防接種率の向上を図るには、保健医療関係者の予防接種に関する十分な知識と熱意が不可欠である。第一に予防接種の実施主体である市町村における予防接種対策の質を維持することが必要である。そのためには担当者が変わっても一定の質を確保するため、保健所や県による市町村担当者に対する研修会や情報提供の充実を図ることが必要である。

小児科以外の専門の医師の場合、予防接種を実施するにあたっての十分な知識を持っていない場合もあるため、より適切な判断・保護者への指導の充実を図るため、医師会との協力のもとに予防接種に関わる小児科以外の医師に対する研修会も必要である。

また看護師・保健師などの保健医療専門職や、保育士や母子保健推進員など予防接

種に関して助言を行える立場にある人への研修会の充実も図っていく必要がある。

(2) 未接種児への勧奨

効率よく予防接種率の向上を図るには、多くの機会を利用して未接種児への積極的な勧奨を行っていくことが重要である。乳幼児健診の場において予防接種状況のチェックを行い、その場で未接種の予防接種を行うことが望まれるが、次善の策として健診の場で未接種児への未接種票の発行を行い、その後の接種状況を把握していくシステムを作ることも有効である。

(3) 保護者への啓発

予防接種率の向上を図るには、保護者が予防接種対象となっている感染症の重大性や予防接種の予防効果及び副反応に関する基礎知識や、予防接種の実施時期や実施場所などの情報が得られることが重要である。健診会場でポスター、冊子、パンフレットなどの設置、後期乳児健診での予防接種スケジュールの説明、マスコミを用いたキャンペーンの実施、またインターネットを活用し必要なときに情報が引き出せるようにするなどの対策が必要である。

(4) 予防接種を受けやすい環境整備

いつでもどこでも無料で予防接種が受けられる環境整備を図ることも重要である。現在まで多くの市町村で予防接種は全額公費でまかなうようになってきているが、今後、任意接種を含めて全市町村で無料で予防接種を受けられるように推進していくことが必要である。

3 子どもの好ましい生活習慣の獲得を図る

(1) 食生活の改善

飽食の時代に入り生活習慣病が保健医療上の大きな課題となっており、また生活習慣病の若年化の傾向も出てきている。生涯にわたり健康的な生活を継続していくためには、小児期からバランスのとれた食生活習慣や運動習慣を築いていくことが必要である。子どもの食生活の乱れは主として家庭内の食生活や、外食の取り方によるところが大きい。

家庭内でバランスの取れた食生活習慣を促進していくためには、まず家庭内で食事を作る人がバランスの取れた食事とはどういうものかを知り、それを実践していく技術を身につけることが必要である。身近な食材を用いて簡単に楽しくできるバランスのとれた家庭料理を冊子、パンフレット、インターネットなどを用いて広く普及を図

ることや、より実践していけるように楽しさを取り入れた料理教室の実施の拡大が必要である。また男性の積極的な料理参加を図るための料理教室の実施も求められる。

賢く外食を取れるようにできるための環境整備も必要である。主な外食内容の栄養成分表を冊子やパンフレットにして情報提供を図っていくことや、レストランなど外食産業に対しても協力を依頼しメニューの栄養表記など利用者が賢く外食を取れるようにするための情報提供が必要である。

子ども自身が栄養に関心を持つことも重要である。そのために学校や学童クラブでの親と子の料理教室など、子どもが楽しく栄養について学べる機会を増やしていくことも必要である。

(2) 運動の推進

以前は子どもが外で遊ぶことは当たり前であったが、車社会の到来やファミコンなど子どもの遊びの変化等により、子どもの運動習慣が少なくなっている。そのため子どもの運動習慣をこれまでのように子どもの自発的な遊びに求めるだけでなく、より積極的に子どもの運動の推進を図っていく必要がある。

子どもの運動を推進していくためには子どもの生活の場である学校や家庭を含めた地域での取り組みが必要であり、学校においては遊び方教室の開催、運動と健康に関する知識の、また体育内容の充実などを図っていくことが求められる。地域においては自治会を中心にして子ども同士遊べるイベントの企画や子供会の育成を図っていくことが必要である。市町村においては上記の学校や地域の取り組みの支援や、また市町村の事業の中にも遊び方教室などの取り組みを推進していくことが必要である。

(3) 心の健康に関する対策

学歴社会や核家族化など子どもを取り巻く環境の変化により、ストレスを受ける機会の増大やストレスを発散できる機会・場所が減少してきている。そうしたストレスの多い社会の中で子どもの心の健康を保つために、まず親が適切に対処できるようになることが重要である。そのため学校や地域社会が子どもの心の健康に関する啓蒙を図るため、教室、講演会、シンポジウム等の開催が求められる。また根本的な問題として、学歴以外の活動も評価をしていくような教育システムの推進も図っていくことが必要である。

(4) う蝕予防対策

全国と比較して小児のう蝕有病者率が高いことは、バランスのとれた食生活を営む上から改善の取り組みが必要である。そのためには、う蝕予防の公衆衛生的な手段と

してのフッ化物の応用（フッ化物塗布、フッ化物洗口等）について、研修会、講演会、マスコミを使ったキャンペーン等による普及啓発に努めることが必要である。また、う蝕や歯肉炎の予防対策としての、親の仕上げ磨きを指導する機会を増やすことも必要である。重症化した乳歯う蝕の永久歯の歯並びに対する影響についての知識を普及させることも、う蝕予防対策において必要である。

4 子どもが楽しく遊ぶことができる

（１）いろいろな遊びの経験ができる企画の充実

子どもの遊びの変化により、以前は地域でよく見ることのできた子どもの集団での遊びはほとんど見られなくなり、ゲーム等の室内遊びが主となってきている。子ども時代に集団でいろいろな遊びを経験したり、自然に触れることは、社会性や生活力を身につけることに役立つ。屋外遊び方体験教室、スポーツ・レクの集団遊び大会、遊びフェスタ等を企画、開催することにより子ども達にいろいろな遊びを経験する機会を増やすことが必要である。

（２）遊ぶ機会の促進

少子化傾向や子どもが巻き込まれる事件・事故が増加していることから、親の子どものための過保護な状況がみられ、また、女性の就労率の増加や核家族化により、親が安心して地域の子どものを主体的に遊ばせることが困難な状況になってきている。

このような社会の状況の中で、子どもの安全な遊び場や遊ぶ機会を提供する場としての学童保育施設・児童館の充実が求められている。同時にこれらの活動を支える放課後児童指導員の育成や、子どもの育ちにとって遊びが大切であるという意識の啓発を親子や子どもを取り巻くおとなに対して行っていくことが必要となってきている。

（３）遊び場の環境整備

子ども達が安全に遊ぶことのできる場所が増えるためには、学校内解放を促進したり、地域の安全な環境の整備を行ったり、子どもの年齢にあわせた遊具を公園等に設置するなどの対策が必要である。

（４）自然に触れる機会を促進する

身近に自然に触れる機会が減少している今日では、子ども達が自然に触れる機会を増やすための対策が必要であり、そのためには子どもに自然を残す運動や、自然を考慮した環境の整備を促進したり、自然触れ合い型公園の建設を促すなどの活動が望まれる。

5 障害や慢性疾患を持つ子どもが地域で生活できる

（１）家族支援体制の充実

障害を持って生まれた子や疾病により日常生活に困難を伴う子とその家族は、出生時や発病時に、身体的また精神的な負担を余儀なくされている。現状では、これら家族に対する初期の対応や支援が不十分なばかりでなく、その後の生活を営む上で、さらに経済的あるいは社会的な問題が常につきまとう。障害や慢性疾患を持つ子のライフステージに応じた適切な支援、特に家族支援が重要である。このための対策としては、家族が効果的に様々なサービスを受けられるようなケアマネージャーの総合調整能力が強化されること、地域療育支援事業が普及拡充されること、障害児学童保育が充実され、親の負担が軽減されることなどが必要である。

(2) 医療福祉施設の充実

障害や慢性疾患を持つ子どもとその家族が地域で生活するためには、身近で訓練や相談が十分できる体制や必要な情報を適切に受けられるシステムの整備が必要である。このために、保健相談センターにおける障害の早期発見・早期治療を強化すること、子どもの希少疾患・障害情報センターを設置して、情報の提供に努めることなどの対策が必要である。

(3) 生活環境の整備

障害や慢性疾患を持つ子どもが地域で生活するためには、公的機関が積極的にバリアフリー化を促進させるとともに、外出時の送迎ボランティアやガイドヘルパーなどの地域のマンパワーの充実や、障害児等が余暇活動を行う場の確保が必要である。

(4) 地域における支援体制の充実

障害や慢性疾患を持つ子どもが地域で生活できるためには、学校や保育所での医療的ケアが受けられるガイドラインが策定されること、医療圏ごとに実施されている地域療育支援事業の充実とネットワーク化が必要である。また、地域の障害に対する理解を得るための対策として、学校・地域社会・職域での福祉体験学習等、福祉教育の推進が必要である。